



賀詞交歓会を開催

1月19日(金)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて賀詞交歓会が開催され、会員、栃木県及び宇都宮市の関係職員、議会議員、関係団体の代表者など129名(会員104名、来賓25名)が集い、新年の門出を祝いつつ親睦を図りました。

冒頭、1月1日に発生した能登半島地震でお亡くなりになれた方々に哀悼の意を表し、黙祷を捧げました。菊池会長が主催者挨拶を述べた後、大沢宇都宮市環境部長(佐藤宇都宮市長の代読)、佐藤県議会議長、馬上宇都宮市議会議長、三森・中島顧問の御来賓から祝辞を頂戴しました。その後、県議会農林環境委員会の岡部委員長の御発声で乾杯を行い、祝宴へと移りました。

(途中、遅れて到着された福田知事、産業・資源循環議員連盟の高橋参議院議員からも祝辞を頂きました。)会場は、名刺を交換する光景や談笑している姿が会場のあちらこちらでみられ、会員同士の情報交換や交流を深めるなど、和やかな雰囲気の中、盛会裏に終了しました。



【挨拶する菊池会長】



【福田知事】



【佐藤県議会議長】



【馬上宇都宮市議会議長】



【岡部農林環境委員長 乾杯の音頭】



【会場風景】

～協会ニュース～

第 72 回理事会を開催

1月19日(金)、宇都宮東武ホテルグランデにおいて第72回理事会が開催され、菊池会長をはじめ理事・監事18名が出席し、諸議題を審議しました。その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 役員の改選

理事会前に開催した令和5年度第1回役員候補者推薦委員会において、菊池会長が委員長、山口副会長が副委員長に就任したことを報告しました。また、役員候補者推薦委員会において、候補者名簿案を作成し、3月に開催する第73回理事会において協議することとなりました。

2. 令和6度各種表彰の推薦

各種表彰の推薦候補者が決定しました。また、協会長表彰の優良従事者等表彰は、会員から候補者の推薦書を提出していただき、3月に開催される第73回理事会において協議することとなりました。

【報告事項】

1. 賀詞交歓会の開催

1月20日、宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催する概要について報告しました。

2. 優良産業廃棄物処理施設等の視察研修の開催結果

11月30日と12月7日、那珂川町のエコグリーンとちぎにおいて開催した概要等について報告しました。

3. 第2回産業廃棄物処理検定の試験対策研修会の開催結果

12月5日、パルティにおいて開催した概要等について報告しました。

4. 野木町災害廃棄物処理

昨年7月に発生した野木町災害廃棄物処理の概要等について報告しました。

5. 栃木県誕生150年記念樹木パートナー事業の銘板設置

栃木県誕生150年記念樹木パートナー事業の概要及び銘板の設置等について報告しました。

6. 会員の異動

入会の手続きが完了した会員があり、1月10日現在の正会員は198社、賛助会員は23社、合計221社であることを報告しました。

7. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

8. 協会青年部活動報告

直近の活動内容及び今後の予定について報告しました。

2024（令和6）年度 許可等講習会の開催日程の公表日等について

1. 開催日程公表

令和6年3月12日（火）9:00

*4月～5月分の日程の先行公表は行いません。

2. 受付開始

処理業の許可講習会（新規、更新）：令和6年3月26日（火）9:00

特別管理産業廃棄物管理責任者：令和6年3月27日（水）9:00

*申込方法は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページからWeb申込のみです。

■実施機関：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

<https://www.jwnet.or.jp> TEL03-5275-7115

PCB に汚染された絶縁油を含む電気機器の所有・保管について

1 PCB 汚染電気機器等の所有・保管状況調査（任意）

全国産業資源循環連合会からの依頼があり、皆様に PCB に関する標題の件につきまして、下記 1 の URL 又は QR コードの内容について、事業所の PCB 汚染電気機器等の所有・保管状況調査を 2 月 2 日（金）まで回答としてお願い致しました。御対応くださいました皆様、ありがとうございました。

【QR コード】



【回答 URL】 https://sanpainer.net/webcas.net/form/pub/pcbsurvey/wmf_pcbsurvey

2 低濃度 PCB 廃棄物の処分期限

いわゆる「低濃度 PCB 廃棄物」は、PCB 特別措置法に基づく処分の期限は令和 9 年 3 月 31 日です。使用中のものも含め、調査の方法を御案内します。

【対象となる機器】

高圧受電設備に設置された変圧器や電力用コンデンサーの他に、電気溶接機、X 線照射装置、昇降機、分電盤、制御盤、モーターなどに付属又は内蔵された低圧コンデンサーが対象

【PCB 濃度】

0.5mg/kg (=ppm) を超え 5,000mg/kg 以下：PCB 使用ではなく低濃度に汚染

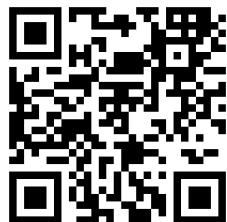
【調査方法】

「低濃度 PCB に汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」や「パンフレット」を参考の上、調査を行うと確実です。貴事業場内をこの手順に従い再度調査されることをお奨めいたします。

手引き <https://www.env.go.jp/content/900535244.pdf>

パンフレット <http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/pdf/pamphlet.pdf>

手引き



パンフレット



公益社団法人 栃木県産業資源循環協会

今すぐ
チェック!

探しています！こんな電気機器!!

製造後30年以上経過した古い電気機器の絶縁油は、PCBに汚染されている可能性があります。処分期限までに適切な処分が必要です。

自家用電気工作物

電気事業法では、該当する12種類の電気工作物（変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブル）を告示で定めています。以下にOFケーブルを除く電気工作物の外観の例を示します。



変圧器



電力用コンデンサー



計器用変成器



リアクトル



放電コイル



電圧調整器



整流器



開閉器



遮断器



中性点抵抗器



避雷器
(サーボアブソーバー)



非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）

電気事業法の自家用電気工作物に該当しないいわゆる「非自家用電気工作物」には、X線発生装置、X線検査装置、電気溶接機、エレベーターやエスカレーター等の昇降機等を駆動するために高電圧発生装置として組み込まれた低圧コンデンサーがあります。他にも、200～600Vの低圧で受電する施設の分電盤に取り付けられた力率改善のための低圧コンデンサーや、工作機械、揚水ポンプ、乾燥機等に使われるモーターの起動用の低圧コンデンサーがあります。



X線発生装置



X線検査装置



電気溶接機



電気溶接機



電気溶接機の側面に取り付けられた
低圧コンデンサー



電気溶接機の側面に取り付けられた
低圧コンデンサー



電気溶接機の内部に取り付けられた
低圧コンデンサー



低圧分電盤内の
低圧コンデンサー



配電盤に設置された
低圧コンデンサー



キュービクル内に残置された
廃コンデンサー



単相モーターに取り付けられた
低圧コンデンサー



コンプレッサーに取り付けられた
低圧コンデンサー



可変周波数電源装置に
取り付けられた低圧コンデンサー



～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、賛助会員の ファンファーレ株式会社 を訪問しました。

1 会社概要

会 社 名：ファンファーレ株式会社
代 表 者：代表取締役 近藤 ゆきと
住 所：東京都新宿区四谷本塩町 2 番 8 号 A YOTSUYA 1NW/2
TEL 050-1748-1176 FAX 050-1748-1176

ホームページ <https://fanfare-kk.com/>



事業内容：IT サービス業

2 主要商品

産廃に特化した AI 配車 Web サービス 「配車頭（ハイシャガシラ）」

配車頭サービスサイト (<https://web.haisya-gasira.com/>)



産廃に特化した販売管理 Web サービス 「稼ぎ頭（カセギガシラ）」

3 企業理念・企業方針

Web サービス販売：「配車頭（ハイシャガシラ）」「稼ぎ頭（カセギガシラ）」

4 会社からひと言

2019 年に産廃に特化した AI 自動配車作成サービス 「配車頭（ハイシャガシラ）」 の提供を開始しました。現在では栃木県内をはじめ全国で約 30 社の導入実績がございます。配車業務の属人化や担当者の負担の軽減、配車効率による利益の向上など様々な導入メリットがございます。2024 年 4 月には配車頭と連携できる販売管理システムの提供も開始いたします。配車業務やその他の管理業務にお悩みのある産廃業者様は担当営業までお気軽にお問合せください。

営業担当：岡部貴史（栃木市在住） 携帯 080-5223-7928



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

コラム

○能登半島地震の被害状況

2024年1月1日に発生した能登半島地震について、環境省は災害廃棄物、し尿処理、大気・水質への影響等について、1月12日時点の状況を公表しています。

大規模な地震で、多くの方が亡くなられ、また現地は停電・断水の状況が続いています。また、衛生管理と廃棄物処理は大きな課題であり、積雪のなか迅速な対応が行われている様子が伝わってきます。

<https://www.env.go.jp/content/000188802.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年1月22日掲載)

○20兆円規模のGX国債

我が国の温暖化対策を進め、さらに産業競争力を強化するためには、官民をあわせ、今後10年間で150兆円を超える投資が必要とされています。そこで、政府はGX推進法に基づき、20兆円規模のGX経済移行債を発行することを公表しています。

その第一回目クライメート・トランジション利付国債として、2024年2月14日に8000億円程度の10年国債、2月27日には同じく8000億円程度の5年国債の入札が予定されています。入札の結果及びその経済的・技術的効果、温暖化対策への寄与度などに注目する必要があります。

<https://www.mof.go.jp/jgbs/topics/JapanClimateTransitionBonds/index.html>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年1月15日掲載)

○ドバイ・COP28の成果

2023年11月30日から12月13日まで、アラブ首長国連邦のドバイにおいて、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)が開催されました。

2015年にCOP21で採択されたパリ協定では、産業革命以来の温度上昇を2°Cまでとする目標設定、1.5°Cまでとする努力を追及することが合意されました。今回のCOP28では、パリ協定で合意された目標達成の進捗状況を評価するグローバル・ストックテイクについて、初めての決定が採択され、1.5°C目標達成のための緊急的な行動が必要であり、全面的な温暖化ガス排出削減、各国の貢献、新たなエネルギー技術の開発・導入などが明記されました。また、気候変動に伴って発生する風水害等の損害について、途上国を財政的に支援する枠組みも合意されています。しかし各地で紛争が続く中、国際的な協調の下に温暖化対策を進めることができるのでしょうか。難しい局面が続いている。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/pagew_000001_00076.html

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和6年1月8日掲載)

～廃棄物処理問題～

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は積替えの保管基準でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次の表は、事業者Xが設置している積替えのための保管施設から、ある月に搬出された産業廃棄物の数量である。この月の翌月（総日数30日）において、この積替えのための保管場所に保管できる産業廃棄物の上限として正しいものはうちどれか。

最大搬出量	最小搬出量	平均搬出量
100 m ³ / 日	20 m ³ / 日	50 m ³ / 日

- (1) 1,500 m³ (2) 700 m³ (3) 600 m³ (4) 350 m³ (5) 140 m³

【解説】

積替えのための保管量の上限は、平均的搬出量の7日分である。

したがって、 $50 \text{ m}^3 / \text{日} \times 7 \text{ 日} = 350 \text{ m}^3$ となる。

正解 (4)

先月号の解説にも書いていましたが、積替保管については不適正処理につながる過大な保管を防止するため平均的搬出量の7日分と規定されています。この規定が出来た時の通知に平均的な搬出量とは、「前月の産業廃棄物の総搬出量を前月の総日数で除して得た数量」とあります。ただ、新たな保管場所や前月に保管していなかった場合などは「平均的搬出量」が算出できません。そこで、新たに保管の場所の使用を開始する場合や再開する場合にあっては、計画搬出量をもって平均的な搬出量としています。

この規定は「置きっぱなし」「入れっぱなし」は許せない、という趣旨です。

したがって、搬入量が少量であっても、全く搬出していないのであれば「 $0 \div 30 \times 7 = 0$ 」となり翌月はその保管場所には保管してはいけない、となります。逆に、大量に搬入しても、大量に搬出していれば保管可能量は多くなります。とはいものの、「保管」に関しては、「囲い」や「積上げ勾配率」といった基準も適用になることから常識外れの量を保管してよいとはなりません。引き続き「保管」から出題。

Q、次のうち、産業廃棄物が発生した事業場内の保管場所の掲示板に表示しなければならない事項として規定されていないものはどれか。

- (1) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、最高積上げ高さ
(2) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
(3) 保管する産業廃棄物の種類
(4) 保管する産業廃棄物の重量又は体積
(5) 産業廃棄物の保管の場所である旨

【解説】

廃棄物保管の掲示板について、一般廃棄物は省令第1条の5、産業廃棄物は省令第8条で規定している。

掲示板については、縦横60cm以上で表示事項は、産業廃棄物については(1)(2)(3)(5)の事項であるが、一般廃棄物については(5)に相当する「一般廃棄物の保管の場所である旨」

～廃棄物処理問題～

は規定されていない。

また、一般廃棄物、産業廃棄物とともに（1）の「屋外での最高積上げ高さ」は規定しているが、（4）の「重量又は体積（数量）」は表示事項としては規定されていない。

正解（4）

廃棄物保管の掲示板の規定が制定されたとき、私（BUNさん）は保健所に勤務していました。保健所からも廃棄物は排出しますから、廃棄物保管場所があります。ここに掲示版を設置してくれと総務係に交渉したところ、予算が無いから出来ないと言われてしまいました。廃棄物処理法を所管する保健所で廃棄物処理法違反をする訳にはいきません。しょうがないので、BUNさんがカレンダーの裏に法定事項を記入して壁に貼っておきました。掲示板は解説の通り60センチ四方以上という大きさや記載するべき事項は規定がありますが、材質までは規定されていません。まあ、通常はなんとか予算を確保して、金属製かプラスチック製で雨風に耐えられる掲示板のところがほとんどだと思います。

次は「保管」でもちょっとマニアックな問題を。

Q、次のうち、事業者が産業廃棄物を排出した事業場において、産業廃棄物が運搬されるまでの間、遵守しなければならない保管の基準（産業廃棄物保管基準）として誤っているものはどれか。

- (1) 周囲に囲いを設けなければならない
- (2) 見やすい箇所に掲示板を設置しなければならない
- (3) 屋内に保管する場合は、高さの規定は適用されない
- (4) 産業廃棄物の種類に応じ保管期間が規定されている
- (5) 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないようにしなければならない

【解説】

産業廃棄物保管基準は、産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準であり、事業者が遵守しなければならない基準である。この基準には、保管期間及び保管量に関する規定はない。一方、収集運搬に伴う積替えのための保管及び処分のための保管については保管量の上限が規定されている。

（1）は省令第8条第1号イ、（2）は省令第8条第1号ロ、（3）は省令第8条第2号ロ、（5）は省令第8条第2号でそれぞれ規定されている。

正解（4）

「産業廃棄物保管基準」という言葉は、「産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管に関する基準」ということで、排出事業者が排出場所で保管しているときの基準ということです。「保管期間が規定」されていません。これは「保管量上限」の時も言いましたが、普通の事業所、工場、建設現場なら敷地が限られていますから無限大に保管など出来ない、ということや、共通基準として飛散、流出、悪臭、地下浸透等は規制されているので「保管量上限」と同様に「保管期間」も法令で規制することはない、ということなのだと思います。

「保管」問題が続きましたので、今回の宿題は「収集運搬基準」にしましょう。



宿題Q

次の産業廃棄物収集運搬車の表示義務について誤っているものはどれか。

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示である
- (2) 「氏名又は名称」と「許可番号」は90ポイント以上の大きさの文字で表示し、「許可番号」については下6桁以上で表示しなければならない
- (3) 市町村が自ら運搬を行う車両は表示を行わなくてよい
- (4) 委託されて産業廃棄物を運搬する場合の車両には「産業廃棄物収集運搬車」「氏名又は名称」「許可番号」の3項目の表示でよい
- (5) 自己の産業廃棄物を運搬する場合の車両には「産業廃棄物収集運搬車」「氏名又は名称」の2項目の表示でよい

ワンポイント

安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



安全衛生管理特別指導制度

安全管理のための体制、職場の施設、安全教育などの面で総合的な改善整備を必要とする事業場を、栃木県労働局長が個別に指定して、具体的な計画を作成させるもので、安全衛生管理特別指導制度の骨格となるものです。

栃木県労働局は、労働災害について特別な指導を必要と判断される事業場を「安全衛生管理指定特別指導事業場」として指定し安全衛生改善計画の作成を指示します。

A. 安全衛生改善計画書

安全衛生改善計画書は、労働安全衛生法第78条及び第79条に基づきます。

安全衛生改善計画書の作成指示を受けた事業場は、4月から翌年の3月までの1年間、労働局と事業所を管轄する労働基準監督署の労働基準監督官、産業安全専門官、労働衛生専門官などによる個別指導を受けます。この1年間は、事業場が作成した安全衛生管理計画書に従って安全衛生管理活動を進めているかの確認と指導のための監督署からの定期的な訪問があります。



また、安全衛生改善計画を作成する場合、事業者は、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の意見をきかなければなりません（労働安全衛生法第78条）。作成した安全衛生改善計画を事業者と労働者は守らなければなりません（労働安全衛生法第79条）。

都道府県労働局長は、労働安全コンサルタント、または労働衛生コンサルタントによる安全診断を受け、かつ安全改善計画作成について労働安全/衛生コンサルタントの意見を聞くべきことを勧奨できます（労働安全衛生法第80条）。

○労働安全衛生法 第78条（特別安全衛生改善計画）《抜粋》

厚生労働大臣は、重大な労働災害として厚生労働省令で定めるものが発生した場合において、重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、その事業場の安全又は衛生に関する改善計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

2 事業者は、特別安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見を聽かなければならない。

3 第一項の事業者及びその労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならない。

○労働安全衛生法 第78条（安全衛生改善計画）

都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるとき（前条第一項の規定により厚生労働大臣が同項の厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときを除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画（以下「安全衛生改善計画」という。）を作成すべきことを指示することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、安全衛生改善計画について準用する。この場合において、同項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

～ワンポイント安全衛生～

B. 安全衛生改善計画書の内容

改善計画書の計画事項には、施設に関するもの、安全衛生教育、安全衛生管理体制に関する事項、リスク低減措置になり得るもの、労働災害の防止と職場環境の快適化を目的とし又はこれに寄与し得るすべての対策などが含まれます。かなりの範囲に及びます。

平成 18 年より実施が努力義務となった危険性または有害性等の調査（リスクアセスメント）とそれに基づく改善措置の実施は、安全衛生改善計画書の中核と位置づけられています。リスクアセスメントとは、職場にある危険の芽（リスク）とそれに対する対策の実情を把握し、労働災害に至るリスクをできるだけ低減して労働災害が発生しない職場を実現するための手法であり、安全衛生改善計画書を作成するにあたってリスクアセスメントを実施して、具体的なリスク低減措置を踏まえた計画とすることで、より効果的な改善計画書となることが期待出来ます。

図表 1 および図表 2 は、提出書類の一部です。栃木労働局 HP から、ダウンロードすることができます。

図表 1 安全衛生改善計画書（1 ページ）

様式1

安全衛生改善計画書

労働保険番号	府県	所管管轄	基幹番号	扶番号	被一括事業場番号
事業場名 代表者姓氏名	印				
令和 年 月 日付けで提出の指示がありました安全衛生改善計画書について、下記のとおり労働者代表の意見書を添えて提出いたします。					
I 事業の概要					
1 事業場の名称					
2 事業場の所在地及び電話番号	電話 - -				
3 事業者の姓氏名					
4 事業の内容(業種又は製品名)					
5 労働者数					
6 安全衛生上からみた主要な設備の概要(設備、機械等の名称、能力及び設置数等)	別添 1 のとおり				
7 主要な製造工程、作業方法等の概要(フローシートを添付すること) おり	別添 2 のとおり				
8 本社の名称等(上記の他に、本社 事業場等がない場合は記入不要)					
(1)名称					
(2)所在地					
(3)代表者姓氏名					
(4)企業の労働者数					
II (安)労働災害発生状況(安全管理者用欄のみ)					
過去3年間の状況を記入すること。(製造業等にあっては構内下請、建設業にあっては下請分を下段に記入することとし、年度欄の()内にその年度始めの事業場数を記入すること。なお、災害発生件数欄は不休災害を除くこと。)					

C. 事業場の努力と成果

安全衛生改善計画書の作成によって、それぞれの事業場においては、計画策定後、重大な労働災害発生件数の減少及び安衛生管理活動の改善が期待されます。同時に、経営トップが事業場の安全衛生に積極的に関与する事により、品質の改善と作業能率及び生産性の面にも好ましい影響をもたらし、企業経営の貢献にもつながります。

[出典] 図表 1、2 : 栃木労働局

本文：職場のあんぜんサイト「安全衛生キーワード」参照

C S P 労働安全コンサルタント (Certified Safety Professional Consultant) とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

図表 2 安全衛生改善計画書（2 ページ）

1 種別別災害発生状況

年 度 (月～ 月)	労働者数 年度初めの現在員数	延労働時間数	災害発生件数			損失日数	度数率	障害率
			死亡	休業4日以上	休業4日未満			
実下請()社分								
議下請()社分								
目標下請()社分								
目標下請()社分								

2 原因別災害発生件数

原因 年 度 月～ 月	動力伝達機器	木工機械	建設用機械	一般動力機械	動力クレーン	動力運搬機			
年度									
年度									
年度									
計									

下段は下請分を記入することとし、例示以外については災害原因(起因物)を記入のうえ計上すること。

3 事業場における労働災害、疾病等についての調査等の実績について

調査 対象	実施の有無	イ 実施している			ロ 実施していない		
		全災害	重傷災害	ハ 休業災害	対策をたてている	ロ たてていない	
再発防止対策	イ	イ	ハ	イ	ロ		
実施の有無	イ	イ	ハ	イ	ロ		
対象	全災害	重傷災害	休業災害	対策をたてている	たてていない		
再発防止対策	イ	イ	ハ	イ	ロ		

備考(具体的な再発防止対策の検討方法等について記載)



～相談事例～

4



こんな時、どうするの？

住宅の解体で発生した建設廃棄物を処分業者に持ち込んでいるのですが、事個所ごとの契約書作成は面倒です。このような場合、解体现場ごとではなく、処分単価と搬入量の見込み量を示した契約書にしたいのですが。

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

私は、主に木造家屋の解体工事をしています。どの現場でも、発生する廃棄物の種類はほとんど変わりませんし、処分単価はここ数年変わりません。処分先は、破碎、焼却、安定型や管理型の埋立の許可を持っている事業場です。1つの解体现場は10日くらいで発生量も大きく変わりません。会社としては同時に2～3の現場が並行して動いています。自分で運ぶことはせず収集運搬も委託しています。県内一律1日1台いくらとしています。

(協会)

常時一定の量を排出されている様子が分かりました。

(相談者)

住宅解体をハウスメーカーから受託しており、発注書が来まして請書で応じています。現在は現場ごとに処分委託契約書を作っていますが、単価と量は毎月だいたい同じ、同じ契約書を繰り返し作成し会計処理しています。それなら、単価契約にできないかと思いまして。

そもそも、現場ごとに契約しないといけないのでしょうか。

(協会)

廃棄物処理法は、排出者が、①委託業者は委託内容の許可を有しているか、②処分料金は適正か、③処分料金が委託先に支払われるか契約書で確認できるよう求めています。また、契約書ですから料金に係わる廃棄物の種類とその種類ごとの単価、委託量（見込み）が必要です。

一方で、処分委託契約書の法定記載事項として「排出元の所在地」はありませんが、マニフェストに「排出元の名称と所在地」の記載が必要になります。発注書で現場の所在地を処分業者に伝えれば、マニフェストの排出元情報から現場ごとの量と料金を把握できます。

(相談者)

ハウスメーカーの先には解体する住宅の持ち主がいます。現場ごとに把握したいですね。

(協会)

それであれば、排出者として処分業者の受け入れ能力を把握する意味で、搬入日を処分業者に伝え、受入れ確認の仕組みを作ておくとよいでしょう。単価契約もできそうですね。

(相談者)

では、収集運搬の方の契約はいかがでしょうか。

(協会)

収集運搬については、許可品目は当然ですが、解体现場の所在地の許可を有するか考える必要がありますね。県内で積込みし処分、積替保管せず直行するなら、県の許可証で域内の許可はOKです。積替え保管施設を宇都宮市に持ち、県内を網羅するには宇都宮市と宇都宮市以外の県の許可証が必要です。積み替え保管を持つ場合は、保管施設を経由するかどうか契約が必要になりますので現場ごとの個別契約がいいでしょう。ただ、2キロも50キロも同じ単価となることの合理性を説明できますか。

(相談者)

1台が一日稼働するという料金設定は、遠ければ一往復、近ければ何往復もしますので、一日一車です。一日の単価と台数を考慮すれば運搬費用が合理的か検討できると考えます。

(協会)

分かりました。近いときには何往復もするという合意があるのですね。それでは「現場ごとに一日の台数を提示する」と明記するといいでしょう。マニフェストと請求書を照合できるよう取り決めておき、契約書には「1台1日単価」と「台数を見積れる書類」を綴じこむことが求められます。印紙も一本の契約にすると契約数量により印紙額が変わるようです。これも注意です。解体、収集運搬、処分をグループ企業で円滑に行う形態もあります。

(相談者)

そうですね。細かなところは行政に尋ねやってます。

全国産業資源循環連合会女性部協議会 ご報告



* 第2回 全国女性部会のつどい

参加者数 **62**名
(来賓含)



* 現在 女性部会

(今後 香川県、岡山県設立予定)

17 都府県



* コミュニティサイト 登録人数 **120**名

コミュニティに参加するには会員登録をお願いいたします。

下記のアドレスまたはQRコードよりお申し込みください。

URL▶ <https://fs.lck-cloud.com/u15795/>



サイト QR



会員登録 QR

* 今後の予定

■ 令和6年3月15日(金)

茨城県女性部会が主催で賀詞交歓会＆見学会を開催

- リーテムさん見学後、水戸駅近くのホテルで懇親会

■ 令和6年春 全国女性部協議会主催 実践研修会 第二弾(予定)

■ 全国女性部協議会 分科会の活動を予定

- テーマ
- ファッショングループ
- プラスチック業界
- リチウムイオン電池等

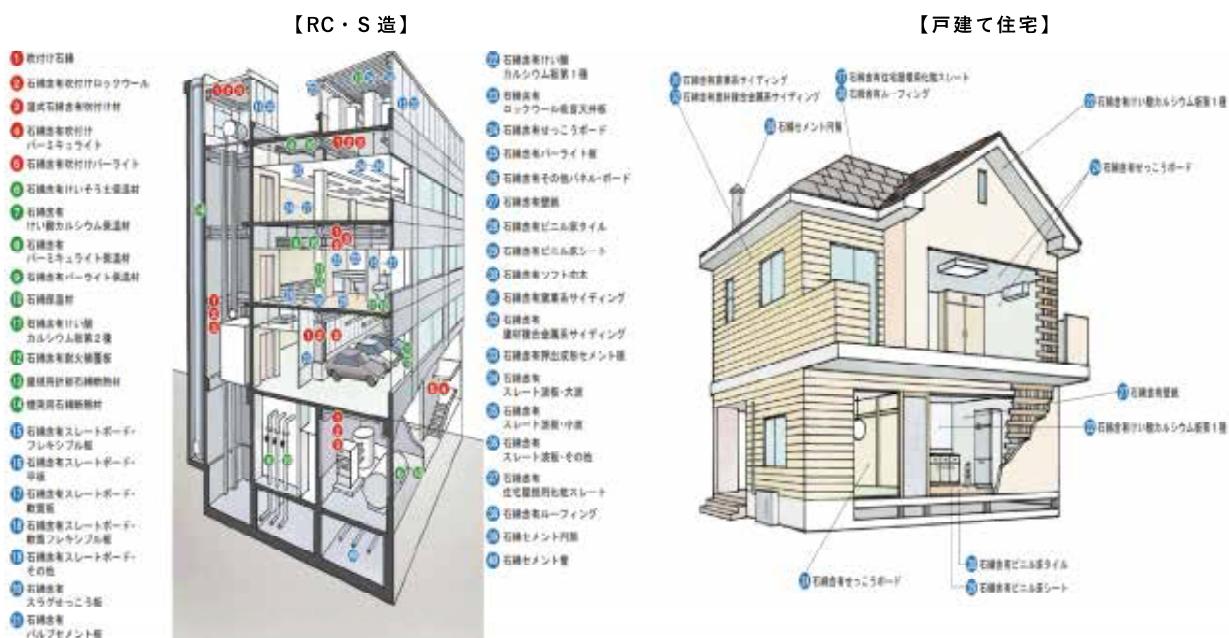
石綿対策は「皆さん」に関わる問題です

ビル、マンション、戸建て住宅の解体・改修工事を行う際は、
石綿が使用されていないか事前に確認する必要があります！

石綿（アスベスト）とは

石綿は、天然の纖維状鉱物で、「いしわた」や「せきめん」と呼ばれています。石綿の纖維は、吸入するとじん肺、肺がん、中皮腫などの原因となる可能性があることが知られています。2006年（平成18年）9月から製造・輸入・使用などが禁止されていますが、それ以前に着工した建築物等には防火・保温・断熱等の目的で石綿が使用されている可能性があります。こうしたことから、ビルやマンション（RC造、S造）、戸建て住宅などの建築物等の解体・改修工事を行う場合には、工事の施工業者だけでなく、**工事の発注者となる建築物等のオーナーなどの皆さん**も、飛散した石綿を吸入する可能性がありますので、石綿障害予防規則、大気汚染防止法など関係法令に定められた措置を行っていただく必要があります。

アスベスト含有建材の使用部位例 国土交通省「目で見るアスベスト建材（第2版）」より引用

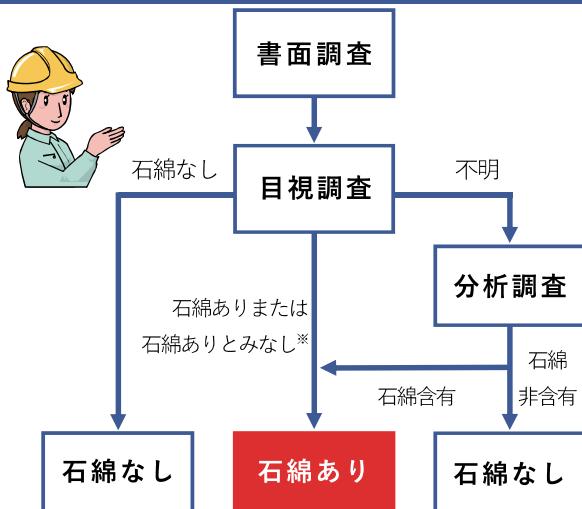


建築物等の解体・改修工事の発注者となる方（オーナーなど）は、工事の施工業者に対して次のような配慮、措置を行うことが義務付けられています。

発注者に求められる措置	措置の概要「石綿障害予防規則又は大気汚染防止法」
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無を確認する上で有用な情報（設計図書、建築確認申請の副本等）を施工業者に提供する等の配慮をすること 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真的撮影を許可する等の配慮をすること
費用負担および工事への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
特定粉じん排出等作業の届け出	<ul style="list-style-type: none"> 吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物等の解体等作業を伴う工事については発注者が地方公共団体へ作業実施届出書を提出すること

～行政ニュース～

事前調査の流れ



石綿総合情報ポータルサイト 解体・改修工事の発注者向けページ

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業者・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



石綿（アスベスト）の事前調査費用の項目例

- ・書面調査
- ・現地調査
- ・裏面確認調査
- ・分析調査
- ・総合調査報告書
- ・諸経費（交通費他）

【参考】適正な工事業者を選定するために

石綿（アスベスト）の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事の施工業者を選ぶため、以下のような事項を工事の施工業者に確認することも重要です。

- 仮見積もりの段階で、**石綿（アスベスト）調査費用が計上されていること**や、石綿（アスベスト）の**調査を行う資格**（建築物石綿含有建材調査者など）を持っているかを確認します。
- 見積もり（アスベスト調査結果後）の段階で、**石綿事前調査結果報告書の提出**を求めましょう。石綿含有吹付材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画届の写し**を求めましょう。
※発注者は、これとは別に、自治体への作業実施届出が必要です。
- 解体・改修工事後、石綿（アスベスト）飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）**の提出を求めましょう。
- 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**発注者は写真の撮影を許可する等の配慮を行いましょう。**

【参考】吹付石綿（アスベスト）への対応について

建築基準法では、建築物の最低限の安全性を確保するため、**吹付石綿等について、増築等の改修時における除去または飛散防止措置の実施を義務付け**ています。この吹付石綿等が施工されている建築物は解体・改修等の機会によらず、速やかに対策を行うことを推奨します。

【建築基準法において規制対象とする吹付石綿】

建築基準法において規制対象とする吹付石綿等が施工されているおそれのある建築物に対しては、地方公共団体が調査および除去等の費用の一部を補助している場合があるので、お近くの地方公共団体にご相談ください。



吹付けアスベスト
(鉄骨材の耐火被覆)



アスベスト含有吹付け
ロックウール
(鉄骨材の耐火被覆)

令和6年度から産業廃棄物処理業実績報告が変わります！

毎年、栃木県から産業廃棄物処理業者の皆様に対して、産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処理実績について報告をお願いしているところです。

令和6年度から、報告対象者及び提出方法が変更になるため、お知らせします。

変更① 報告対象者が変わります！

- | | | |
|-----|--------------|------------------|
| (旧) | ・産業廃棄物収集運搬業者 | ・特別管理産業廃棄物収集運搬業者 |
| | ・産業廃棄物処分業者 | ・特別管理産業廃棄物処分業者 |
| | | ↓ |
| (新) | ・産業廃棄物処分業者 | ・特別管理産業廃棄物処分業者 |

※収集運搬業者は報告不要

変更② 提出方法が変わります！

- | | | | |
|-----|--------------------------|----------|----------------|
| (旧) | ・窓口持参による提出 | ・郵送による提出 | ・電子申請システムによる提出 |
| | | ↓ | |
| (新) | 原則、電子申請システムによる提出をお願いします。 | | |

電子申請システム URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action

産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の皆様には、令和6年5月末頃までに処分実績の報告についての依頼文書をお送りする予定ですので、ご協力ををお願いします。

ご不明な点については、以下までお問合せください。

(問合せ先)

栃木県環境森林部資源循環推進課審査指導班

TEL:028-623-3154 Email : shinsa-shidou@pref.tochigi.lg.jp

令和6(2024)年1月

気候変動に適応 栃木県農業防災LINE開設!

栃木県では2021年までの30年間に農業気象災害が313回発生し、その被害総額は約949億円です。気候変動により増加している農業気象災害への対応力を強化するためには、農業者への迅速で効果的な情報伝達が不可欠です。県農政部では、被害の未然防止対策の着実な実施を促すため、新たに「栃木県農業防災LINE」を開設しました。

農業気象災害が増加！

最近10年間(2012~2021年)の状況は、その前の10年間(2002~2011年)と比較して発生回数は約1.4倍、被害額は約4.9倍に増加しています。台風、降雪、降霜・低温において、1災害あたりの被害額が大きく増加しているという特徴があります。

農業経営の安定に向け、深刻化する気候変動の影響に適応していくことがとても重要になっています。

気象災害の種類	被害額増加率	
	総額	1災害あたり
災害全体	4.9倍	3.5倍
台風	9.0倍	9.0倍
降雪	136.4倍	51.1倍
降霜・低温(春)	21.3倍	6.1倍
その他(大雨・突風・降雹など)	1.5倍	1.1倍

(統計は農業気象災害データベースによる)

農業者の皆様に 気候変動への適応に必要な情報を届けします！

配信画面イメージ

- 台風、高温、降雪、低温など、気象台から気象警報・注意等が発表され、農業気象災害の発生が予想される場合等に、気象情報や気象災害を防ぐための技術対策（事前・事後）等を通知します。
- 「画像や動画」を活用することで、わかりやすい情報になり、効果的な技術対策の実施につながります。
- 災害時に役立つ情報をLINEの画面下部に常時表示しています。（気象情報・技術対策・収入保険等）
- 技術対策では幅広い内容が紹介されています。いざという時のために、あらかじめ最新の技術対策を確認しておくことができます。

QRコードもしくはIDから
友だち登録を！

LINE ID
@756bxcgu

問合せは 県農政課 農政戦略推進室まで
☎ 028-623-2284

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎ 028-623-3187】

気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)

HP



X
(ID Twitter)

狩猟&ジビエ体験 (IN 奥日光) vol. 12.13

奥日光のシカによる環境破壊の実態や、狩猟、有害鳥獣駆除と自然保護の関係を地元ハンターや対策実施隊員の講演。狩猟の民「マタギ」と奥日光のつながり、頭数管理の為に捕獲した鹿の解体、ジビエ体験を通じて環境保全への理解を深めていただくことが狙いのイベントです。



各種レクチャー

- ・奥日光の鹿の現状 (日光自然博物館 鳥獣被害対策実施隊員)
- ・日光地域の狩猟 (猟友会 前日光地区長 ハンター歴58年)
- ・日光とマタギ (日光自然博物館 栃木県猟友会射撃指導員)
- ・Q&A 狩猟、etc.

実 施 詳 細

場 所：赤沼車庫(戦場ヶ原手前赤沼駐車場隣接)

駐車可、赤沼駐車場は冬季試験開放中です。

日 時：令和6年2月25日(日)、3月 23 日(土) 10 時～15 時目途

参加費：5,500 円 (コーヒー、鹿シチュー、パン付き)

募 集：20 名様 (先着申込順) 最少催行人員 10 名

申 込：日光自然博物館 TEL0288-55-0880

その他：

- ・十分な暖房設備がありません、防寒対策を万全に！

- ・汚れてもよい服装で！

- ・刃物を使います。安全な取り扱い方はご案内しますが、防刃グローブをご用意いただくと安心です。(衛生の為のニトリルグローブの用意はございません。)

- ・ドリップコーヒーは休憩、昼食時お代わり自由です。カップ・タンブラーは各自ご用意ください。(SDGsにご協力を！)

- ・半屋内(車庫)での開催となります。雨天決行です。

- ・解体体験に使用する個体は、有害駆除で捕獲したニホンジカ、猪です。

- ・感染症対策の為、検温(37.5°C以下)、手指の消毒、マスク等の着用による飛沫感染防止にご協力ください。

主 催：日光自然博物館

協 力：獵友会日光支部、自然公園財団日光支部(湯元ビジターセンター)

レストランメープル、獵友会西方支部

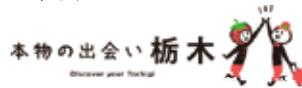
お問合せ：日光自然博物館 担当 業務部

TEL 0288-55-0880 / FAX 0288-55-0850

www.nikko-nsm.co.jp

~栃木県内のまつり・イベント情報~

栃木県内のまつり・イベント情報(2月・3月)



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
12月1日(金)～2月29日(木)	まちの駅 新・鹿沼宿イルミネーション2023	鹿沼市	まちの駅 新・鹿沼宿内芝生広場 (鹿沼市仲町1604-1)	(一社)鹿沼市観光協会 (まちの駅 新・鹿沼宿内)	0289-60-2507
12月20日(水)～3月31日(日)	いちごみるくフェア ～那須塩原で思う存分スイーツ巡りを！～	那須塩原市	那須塩原市内の参画施設 (宿泊施設・飲食店等)	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
12月20日(水)～3月31日(日)	巻狩鍋フェア ～那須野の恵みを巻狩料理で～	那須塩原市	那須塩原市内の参画施設 (宿泊施設・飲食店等)	(一社)那須塩原市観光局	0287-46-5326
1月26日(金)～2月25日(日)	湯西川温泉かまくら祭	日光市	・沢口河川敷 (日光市湯西川) ・平家の里 (日光市湯西川1042) ・湯西川水の郷 (日光市湯西川473-1)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
2月1日(木)～3月31日(日)	きぬ姫まつり	日光市	鬼怒川温泉街 (日光市鬼怒川温泉)	鬼怒川・川治温泉旅館協同組合	0288-77-1039
2月4日(日)、 2月11日(日・祝)、 2月18日(日) 9:30～14:00	スノーシューで雪の森へ！ ～2024～	日光市	湯元本通り北駐車場 (日光市湯元)	日光自然博物館	0288-55-0880
2月10日(土)～3月3日(日)	第15回おひな様めぐり	鹿沼市	中心市街地ほか (屋台のまち中央公園など) (鹿沼市銀座1-1870-1)	(一社)鹿沼市観光協会 (屋台のまち中央公園内)	0289-60-6070
2月11日(日・祝) 11:00～12:30	第21回全日本しもつかれコンテスト	日光市	道の駅日光街道二コニコ本陣 ニコニコホール (日光市今市719-1)	日光商工会議所女性会	0288-30-1171 (日光商工会議所今市事務所)
2月11日(日・祝) 10:00～15:00 頃	録事尊大祭	鹿沼市	常楽寺(録事尊) (鹿沼市下粕尾949)	常楽寺(録事尊)	0289-83-0971
2月17日(土) 9:00～15:00	スノーシューハイク～冬の三岳峠～	日光市	日光湯元ビジターセンター (日光市湯元)	自然公園財団日光支部	0288-62-2461
3月2日(土) 10:00～14:30	スノーシューハイク～光徳渓谷～	日光市	光徳駐車場 (日光市光徳温泉)	自然公園財団日光支部	0288-62-2461
3月2日(土) 8:30～19:00	渡良瀬遊水地ヨシ焼き	小山市	渡良瀬遊水地全域 (ゴルフ場等を除く)	小山市自然共生課	0285-22-9354 ※土・日・祝を除く
3月3日(日)	御田植祭 (足利市指定 民俗文化財)	足利市	御厨神社 (足利市福富町2018)	小堀宮司	0284-71-0739
3月16日(土)～17日(日) 17:00～20:00	今市夜市～今いける市へ～	日光市	報徳二宮神社敷地内及び二宮神社会館 (日光市今市)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
3月29日(金)、 30日(土)、 31日(日)、 4月5日(金)、 6日(土)、 7日(日)、 12日(金)、 13日(土)、 14日(日)、 19日(金)、 20日(土)、 21日(日) ※延べ12日間	大つけ麺博PRESENTS 最強ラーメン祭IN小山2024	小山市	小山御殿広場 (小山市中央町1丁目1-1)	大つけ麺博PRESENTS 最強ラーメン祭実行委員会事務局	03-3401-6652

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

ライフプランコラム「いま、できる、こと」



私が高額療養費制度のことを 熱く語る理由



以前、日経新聞にこんな記事がありました。「生命保険文化センターの調査では、2016年度時点で72.1%の人が、医療保障が付いた保険に入っている。5割強の人が公的医療保険だけでは自分の医療費を貯えないと回答した」

たしかに、公的医療保険では原則3割の自己負担となります。“貯えない”ことに間違いはないのですが、そのことが(民間の)医療保険に入ることに直結する訳ではありません。なぜなら、公的医療保険には「高額療養費制度」があり、勤め先の健保組合や共済組合によっては、更なる自己負担軽減のための独自給付があるからです。つまり、医療保険は国と勤め先の保障を確認した上で、それでも足りない分を補う、という考え方方が大切になるのです。

それでは順に、公的医療保険による医療費の自己負担について確認していきましょう。先ほど少し触れたように、健康保険に入っている6歳以上70歳未満の人なら、医療費の7割は健康保険が負担するため、窓口で支払う自己負担分は原則3割です。そして、健康保険の「高額療養費制度」では、1ヶ月の医療費の自己負担額が定められた上限を超えた場合、その超えた分が後から戻されます。

■高額療養費制度（70歳未満の場合）

標準報酬月額	自己負担上限額
①83万円以上	$252,600\text{円} + (\text{医療費} - 842,000\text{円}) \times 1\%$
②53万～79万円	$167,400\text{円} + (\text{医療費} - 558,000\text{円}) \times 1\%$
③28万～50万円	$80,100\text{円} + (\text{医療費} - 267,000\text{円}) \times 1\%$
④26万円以下	57,600円
⑤低所得者	35,400円

例えば、下表③の人が1ヶ月の医療費が100万円かかり、3割負担の30万円を病院に支払った場合を考えてみましょう。自己負担上限額は87,430円(=80,100円+(100万円-26.7万円)×1%)となり、その超えた分を請求することで、212,570円(=30万円-87,430円)が戻ってくることになります。なお、「限度額適用認定証」を事前に入手しておけば、支払いは自己負担上限額で済むので、申請も不要となります。

そして、会社員や公務員の方は、ぜひ、「いま、できる、こと」として、勤め先の健保組合や共済組合に高額療養費の独自給付があるかどうか、確認することをおススメします。先日、私がセミナー講師を務めた共済組合では、自己負担上限額が月2.5万円でした。つまり、1ヶ月で2.5万円を超えて支払った分が、後日、組合から自動的に支給されることになるのです。

幸いなことに、私が加入している健保組合にも独自給付があります。長年、眼の病気を患っている私が、眼球注射1本十数万円という治療を今でも続けられるのは、まさに健保組合の独自給付のおかげであり、私がセミナーでいつも、その有難さを熱く語っているのは、こんな実体験があるからなのです。



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】－許可証の変更等について－

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので当協会までご連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

－編集後記－

過日、収集運搬車が「追い越し車線（中央側の車線）」をゆ~くり走っていて、渋滞を作っているというご不満の電話がありました。「追い越しは右側から、左に戻って走る」というのは高速公路に限った規則ではないらしい。ただし一般道では直進が交差点で滞ることのないように交差点ごとに右折車線が設置されています。どこかこの方には認識の誤りがある？と感じました。自分は正しいけど、ほんとに正しい？何が妥当？って考えると難しい。

法律は、その国の文化だと聞いたことがあります。古代からその土地に住み着いた人々が捷を作り、この土地の正しい方向を示してきました。ただ、捷があっても破ってしまうときもあり、それは、裁判で情状酌量できるのです。曖昧なものでもどうにか成敗しています。

廃棄物処理法は厳罰がある法律で、逸脱行為を厳格に戒め、一方で、適正処理を進めています。長年、法遵守の姿勢を貫き暴走車を排除してきた我々業界には、自分たちの捷があり、円滑な廃棄物の処理を実現しています。地元の捷が、この地を支えています。

－事務局だより－

☆ 1月5日（金）

栃木県建設産業団体連合会賀詞交歓会が宇都宮市のホテルニューイタヤにおいて開催され、菊池会長、神山副会長が出席しました。

☆ 1月11日（木）

新年の挨拶のため、菊池会長、山口・神山・加藤副会長、湯澤専務理事、大森事務局長が栃木県環境森林部及び宇都宮市環境部に伺ったほか、栃木県立美術館普及分館において三役会を開催し、次回理事会等について協議しました。

☆ 1月12日（金）

(公社)全国産業資源循環連合会理事会が東京都港区の明治記念館において開催され、菊池会長が出席したほか、賀詞交歓会が同会場にて開催され、菊池会長、山口・神山・加藤副会長、湯澤専務理事、仲田理事が出席しました。